

○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

第21条の5 第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者（次項において「動物販売業者等」という。）は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
- 2 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数
- 3 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数
- 4 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
- 5 その他環境省令で定める事項

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 1 第16条第1項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）、第21条の5第2項又は第24条の3第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第19条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 6 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）

第10条の3 法第21条の5第2項の届出は、次項の期間終了後60日以内に、様式第11の2による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第21条の5第2項の環境省令で定める期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

3 前項の期間は、新たに第一種動物取扱業の登録を受けた場合にあつては、登録を受けた日から登録を受けた年度の3月31日までの期間とする。

4 法第21条の5第2項第2号及び第3号の数の報告に当たっては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。

○動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第10条第1項の政令で定める取扱いは、次に掲げるものとする。

- 1 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。
- 2 動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）。

第2条 法第21条の5第1項の政令で定める取扱いは、前条第2号に掲げるものとする。

記載方法と記載例（動物販売業者等定期報告届出書様式一部抜粋）

【記載の対象について】

- ・業種：販売・貸出し・展示・譲受飼養業
- ・動物：業にかかわる動物。**業に用いないペットは対象外です。**
- ・期間：令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
- ・施設：複数の登録がある場合、事業所ごとに提出が必要です。

【記載例】

令和6年(2024年)4月1日時点での所有数を記入。

※年度途中で登録した業者は、登録時点での所有数を記入。

月ごとの販売数、譲渡数及び引退数を記入。

令和7年(2025年)3月31日時点での所有数を記入。

※ $⑤ = ① + ② - ③ - ④$ となっていない場合、記入ミスの可能性があります。

5年度当初に所有していた動物の合計数 (①)	犬： 5 頭、猫： 10 頭、その他哺乳類： 10 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 匹													
6年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数 (②)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
犬				3			3			3			3	12
猫		2				4		2						8
その他哺乳類			2		1				2					5
鳥類														
爬虫類														
7年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数 (③)	犬		1		3						4			8
猫		1		1		2			2		1	1	1	9
その他哺乳類		2					3					2		7
鳥類														
爬虫類														
8年度中に死亡の事実が生じた動物の月ごとの合計数 (④)	犬						1		1					2
猫								1		1				2
その他哺乳類														
鳥類														
爬虫類														
9年度末に所有していた動物の合計数 (⑤)	犬： 7 頭、猫： 7 頭、その他哺乳類： 6 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 匹 ※ ①+②-③-④の値に一致しているか確認してください													
10犬猫以外の動物に含まれる品種等	■ 以下のとおり □ 別紙のとおりのり ウサギ、ゴールデンハムスター													

月ごとの仕入れ数と誕生数を記入。

※死産の数も含みます（死産の数は②・④両方に計上します）。

月ごとの死亡数を記入。

※死産の数も含みます（死産の数は②・④両方に計上します）。

犬猫以外の動物種を列記。

種が多くて書ききれない場合は、別途一覧表を作成して添付してください。

各項目の「計」は記載しなくても結構ですが、必要に応じて記載内容の確認等にご活用ください。